

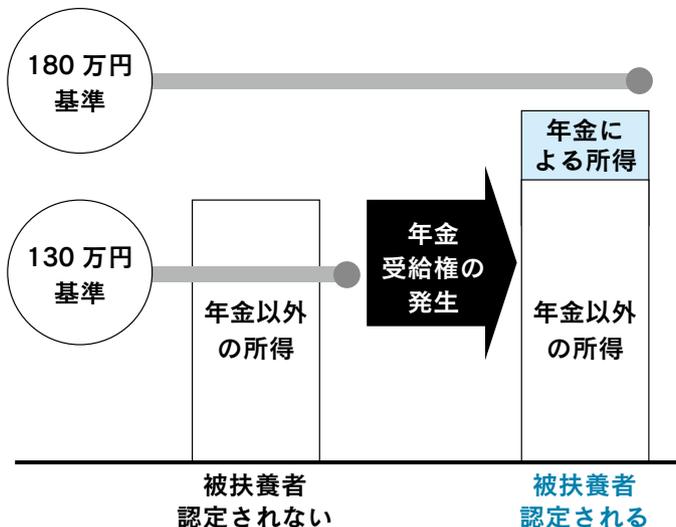
年金受給資格期間の短縮に伴う 被扶養者認定のお知らせ

平成 29 年 8 月 1 日から老齢厚生年金及び老齢基礎年金の年金受給資格期間（年金受給資格に必要となる公的年金の加入期間）が 25 年から 10 年に短縮されました。

この短縮により、公的年金の加入期間が 10 年以上 25 年未満の方が、既に年金の支給開始年齢に到達している場合、新たに年金の受給権が発生することになります。

被扶養者認定の年収要件としては、従来は公的年金の受給権を有しないために 130 万円の基準が適用されていた方が、平成 29 年 8 月 1 日以後、年金受給権の発生により 180 万円の基準が適用されることとなります。

この場合、平成 29 年 8 月 1 日以後に支給される年金と年金以外の所得とを合わせて年額 180 万円未満の所得となる方は被扶養者として認定されることになり、その認定開始日については、「年金証書に記載された決定年月日」となります。



上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028 - 615 - 7816